

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成5年4月6日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）の趣旨及び運用については、既に同法施行通知等により示したところであるが、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び法に基づく合理化事業計画の策定の実態等にかんがみ、今後市町村が合理化計画に策定しようとする場合において、庁内関連部局の間で連携を図りつつ、法の目的及び趣旨に従って適正かつ円滑に策定及び実施することにより、一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるとともに、廃棄物の適正な処理を図られるよう、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

また、別添のとおり本日付けで、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長より、下水道の維持管理業務の民間委託に関する通知が行われたので留意されたい。

なお、本通知の内容については、建設省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 法制定の趣旨

昭和50年10月21日付け各都道府県知事宛て厚生事務次官通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について」の「1 制定の趣旨」に示すとおり、し尿の処理等一般廃棄物処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実情にあること、しかもし尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行われなければならない事情にかんがみ、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与しようとする趣旨のものであること。

2 合理化事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 合理化事業計画の内容

市町村が合理化事業計画を策定するに当たっては、上記事務次官通知の「2 合理化事業計画」に示すとおり、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を的確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うべきものであること。

なお、合理化事業計画の具体的な内容は、下水道の整備の推進状況、これが地域の一般廃棄物処理業等の経営に及ぼす影響の程度、その他当該市町村における社会経済事情により様々に異なり得るものであるが、他の市町村における策定事例の紹介等、市町村の担当者が合理化事業計画を策定するに当たっての実務上の参考となるような資料の作成については、今後厚生省において検討を行う予定であること。

(2) 合理化事業計画策定の時期

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点からは、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響等について、関係者に対して予め周知を図り、一般廃棄物処理業者等の自助努力を含めた対応を求めることも必要であることから、合理化事業計画については、下水道に係る事業計画等必要な資料が整い、当該市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。

3 一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置としては、法第3条第2項において、合理化事業計画に定める事項として、一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正並びに資金上の措置が規定されているが、このうち事業の転換においては、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設のそれぞれ維持管理業務、環境衛生及び清掃関係業務その他の市町村が民間事業者へ委託することができる業務であって、地域の一般廃棄物処理業者等の知識、技術、経験等からみて、これらの者の事業の転換のための業務として適当なものも考えられることから、当該業務を所管する庁内関連部局との連携により、できる限りその活用に努めること。廃棄物行政主管部局、これらの庁内関連部局に対し協力を求めるに当たっては、当該業務の活用による事業の転換について、合理化事業計画に定められる他の措置との関係、計画全体の中で占める位置付け等を明らかにするよう努めること。

なお、農業集落排水施設の維持管理については、別添のとおり、平成3年12月20日付けで、農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長より通知が行われているので留意すること。

4 市町村の庁内関連部局との連携協力

上記3に定める場合のほか、法が制定された趣旨を踏まえて一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための対策を講じる場合には、市町村の廃棄物行政主管部局は、庁内関連部局と緊密な連携を図ることにより、その趣旨が達成されるよう配慮すること。

5 その他

- (1) 都道府県廃棄物行政主管部局においては、合理化事業計画の策定及び実施その他法の運用について、管下市町村に対する指導、助言を行うとともに、必要に応じ関係市町村の間で連絡協力が行われるよう配慮すること。
- (2) 合理化事業計画の策定及び実施により一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるためには、一般廃棄物処理業者等による自助努力が期待されることから、これを支援するため、市町村の廃棄物行政主管部局は、下水道の整備による経営への影響の見通しについての情報提供、事業の転換等業務の安定のために必要な対応についての助言、指導等についても、庁内関連部局との連携協力の上検討すること。